

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	<p>中小企業総合事業団  <small>(中小企業総合事業団の業務は、(独)中小企業基盤整備機構と中小企業金融公庫に承継されており、右は、前者に承継した高度化及び小規模共済等の業務に係る政府出資額のみを記載)</small></p> <p>地域振興整備公団  <small>(地域振興整備公団の業務は、(独)中小企業基盤整備機構と(独)都市再生機構に承継されており、右は、前者に承継した工業再配置等及び産炭地域経過の業務に係る政府出資額のみを記載)</small></p> <p>産業基盤整備基金  <small>(産業基盤整備基金の業務は、(独)中小企業基盤整備機構と(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構に承継されており、右は、前者に承継した産業基盤整備の業務に係る政府出資額のみを記載)</small></p>	政府出資額	<p>1,257,696,119,179円</p> <p>150,831,500,000円</p> <p>53,992,550,000円</p> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p>計) 1,462,520,169,179円</p>
新法人名 <small>(業務承継法人名)</small>	独立行政法人中小企業基盤整備機構	政府出資額	1,092,049,682,556円
組織変更年月日 <small>(業務承継年月日)</small>	平成16年7月1日	増減額	370,470,486,623円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)</p> <p>附則</p> <p>(中小企業総合事業団の解散等)</p> <p>第2条 中小企業総合事業団(以下「事業団」という。)は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて機構及び中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)が承継する。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、事業団は、経済産業大臣が事業団の中小企業総合事業団法(以下「事業団法」という。)第21条第1項第2号から第9号までに掲げる業務の状況等を助案して、財務大臣と協議の上、前項第2号の規定により機構が承継するものとされる権利に係る資産のうち公庫に承継させるべきものを定めたときは、当該資産を公庫に承継させるものとする。</p>		

9 第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額（第14項から第16項までの規定により機構に対し出えんされたものとされる金額及び政令で定めるところにより積立金として整理すべきものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額の合計額を控除した金額とし、旧事業団法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において当該勘定に属する資産の価額が負債の金額及び旧共済事業出資金額（同項第3号及び第4号に掲げる業務に充てるべきものとして政府から事業団に対し出資されたものとみなすものとしてそれぞれの業務ごとに経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。）の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額（第12項において「差額」という。）を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

10 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（産業基盤整備基金の解散等）

第4条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、第3条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「改正前特定施設整備法」という。）第55条第1項（附則第36条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成3年法律第82号。以下「改正前特定商業集積整備法」という。）第13条第1項、附則第37条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成4年法律第22号。以下「改正前輸入・対内投資法」という。）第12条第1項、附則第42条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「改正前中心市街地整備改善活性化法」という。）第24条、附則第44条の規定による改正前の新事業創出促進法（平成10年法律第152号。以下「改正前新事業創出促進法」という。）第30条及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律（平成15年法律第37号。以下「特定事業活動促進法等一部改正法」という。）附則第2条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて機構及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）が承継する。

8 第1項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に次の各号に掲げる勘定ごとにそれぞれ基金に属する資産の価額（第2項の規定により国が承継する資産の価額を含み、第14項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額に、それぞれ当該勘定ごとに政府以外の者から基金に対し出資されている金額（出資があったものとされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）が政府及び政府以外の者から基金に対し出資されている金額に占める割合を乗じて得た額は、機構の成立に際し、機構が政府以外の者に弁済すべき負債として整理するものとする。

一 改正前特定商業集積整備法第11条第1項（改正前中心市街地整備改善活性化法第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規

定する特別勘定

二 改正前新事業創出促進法第33条第1項に規定する債務保証特別勘定

三 前2号に掲げる勘定、改正前輸入・対内投資法第10条第1項に規定する特別勘定及び改正前新事業創出促進法第34条の2第1項に規定する出資特別勘定（第12項において「出資特別勘定」という。）以外の一般の勘定

11 第1項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第8項各号に掲げる勘定及び改正前輸入・対内投資法第10条第1項に規定する特別勘定ごとに基金に属する資産の価額（第2項の規定により国が承継する資産の価額、第14項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額及び政令で定めるところにより積立金として整理すべきものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額の合計額を控除した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額から、第8項の規定により政府以外の者に弁済すべき負債として整理するものとされた金額を差し引いた額は、それぞれ当該勘定ごとに政府から機構に対し出資されたものとする。

12 第1項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び政府以外の者から基金に対し出資されている金額（出資特別勘定に係るものに限る。以下この項において「出資金額」という。）は、政府及び政府以外の者から機構に対し出資されたものとし、現に出資特別勘定に属する資産の価額から負債の金額及び出資金額の合計額を差し引いた額は、機構法附則第9条第1項に規定する出資承継勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

15 第1項の規定により開発機構が基金の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継の際、政府から開発機構に対して当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）附則第14条第1項及び附則第15条第1項に掲げる業務

イ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第12条に規定するエネルギー使用合理化特別勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額

ロ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第15条に規定する再生資源利用等特別勘定に属する資産（次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。）の価額から負債（次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。）の金額を差し引いた額

二 旧特定事業活動促進法第10条第1号に掲げる業務又は特定事業活動促進法等一部改正法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第10条第1号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府の産業投資特別会計から出資された額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第15条第1項に掲げる業務

16 附則第2条第10項及び第11項の規定は、第8項、第11項、第12項及び前項の資産の価額について準用する。

	<p>(地域振興整備公団の解散等)</p> <p>第3条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>6 第1項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(次に掲げる業務(以下この項及び次項において「旧産炭地域経過業務」という。)に係るものに限るものとし、附則第8条の規定による廃止前の地域振興整備公団法(昭和37年法律第95号。以下「旧公団法」という。)附則第10条第5項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する金額(第10項において「差額」という。)を加算した金額とする。)から負債の金額(旧産炭地域経過業務に係るものに限る。)を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>一 日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)附則第36条の規定による改正前の地域振興整備公団法第19条第1項第7号に掲げる業務</p> <p>二 旧公団法附則第10条第1項から第3項までの業務</p> <p>三 附則第23条の規定による改正前の旧産炭地域振興臨時措置法(昭和36年法律第219号)附則第4項前段の業務</p> <p>四 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成12年法律第16号)第6条の規定による改正前の地域振興整備公団法第24条の二に規定する産炭地域振興業務(第1号及び第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>7 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧工業再配置等出資金額(旧工業再配置等業務(同項の規定による解散前の公団の業務のうち旧産炭地域経過業務を除いたものをいう。以下この項において同じ。))に充てるべきものとして政府から公団に対し出資されたものとみなすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し出資されたものとし、機構が承継する旧工業再配置等業務に係る資産の価額から負債の金額及び旧工業再配置等出資金額の合計額を差し引いた額は、政令で定めるところにより積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。</p> <p>8 前二項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業総合事業団出資資金及び剰余金等の政府出資金への組み入れ等による増(約800億円)</li> <li>・ 地域振興整備公団工配部門及び産炭部門の不動産の時価評価等による減(約1,848億円)</li> <li>・ 産業基盤整備基金の利子補給業務等の廃止に伴う出資金返納による減(約132億円)</li> <li>・ 中小企業総合事業団廃止法附則第2条第5号に基づき、中小企業総合事業団から中小企業金融公庫に一部資産が承継されたことによる減(2,525億円)</li> </ul>
<p>備考</p>	

(参考資料)

旧法人名	中小企業総合事業団 産業基盤整備基金 地域振興整備公団 都市基盤整備公団	政府出資額	2,175,840,135,919円 57,644,050,000円 161,391,500,000円 841,925,624,700円 <u>(計) 3,236,801,310,619円</u>
新法人名 (業務承継法人名)	中小企業金融公庫 (右は、中小企業総合事業団から承継された業務に係る政府出資額のみを記載) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (右は、産業基盤整備基金から承継された業務に係る政府出資額のみを記載) 独立行政法人 都市再生機構	政府出資額	1,028,302,250,815円  1,092,049,682,556円 3,653,227,903円  852,485,624,700円 <u>(計) 2,976,490,785,974円</u>
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年7月1日	増減額	260,310,524,645円
備考	中小企業総合事業団、産業基盤整備基金、地域振興整備公団、都市基盤整備公団の4法人に係る事務・事業は、平成16年7月1日付で、(独)中小企業基盤整備機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)都市再生機構、中小企業金融公庫の4法人に承継。勘定・業務ごとに別々の法人に承継されているケースがあるため、総括表を作成している。		